

『個人ローン手続き・取扱いのすすめ方コース』受講者各位

(株)ビジネス教育出版社 教育事業部 講座係
〒102-0074 東京都千代田区九段南 4-7-13
TEL 03-3221-5361 / Fax 03-3222-7878

2022 年度補遺（変更点のお知らせ）

2022 年 4 月の民法改正により、成年年齢がそれまでの満 20 歳から満 18 歳に引き下げられました。それに伴い、テキストの記述の一部を次のとおり読み替えていただきますようお願い致します。

テキスト 1

（１）P.52 下から 3 行目から 3 行

【現行】

また、借入申込者の年齢が、借入希望日時時点で満 20 歳未満の場合はローンの利用はできません。その理由は、未成年者は法定代理人（親権者または未成年後見人）の同意がなければ法律行為を行うことができない（民法第 5 条）からです。

【読み替え文】

また、借入申込者の年齢が利用資格に達しているかどうかを確認する必要があります。2022 年 4 月に成年年齢が満 18 歳に引き下げられた（改正民法第 4 条）ため、金融機関の中には証書貸付型無担保ローンの借入時下限年齢を満 18 歳に引き下げたところもあれば、同じ金融機関でも商品によって満 18 歳の商品と満 20 歳の商品とが混在していることもあります。利用資格のない人に申込手続きをさせるとトラブルになりかねません。この点についてはよく注意する必要があります。

（２）P.107 文章 1 行目～6 行目

【現行】

利用資格の上限年齢は金融機関によって異なりますが、安定的に収入が見込めなければならないということや、保証会社の保証が受けられなければ利用できないということは、どこの金融機関でも同じです。ただし、「安定的な収入」が具体的にいくら以上なのかということについては、金融機関や商品によって異なっており、中には、申込者本人に収入がなくても、配偶者に安定した収入があれば、契約極度額は少額ですが利用を認めている金融機関もあります。

【読み替え文】

単独で借入れなどの法律行為ができる成年年齢は、2022 年 4 月から満 18 歳に引き下げられました（改正民法第 4 条）が、利用資格の下限年齢について全銀協会員行では、協会申し合わせに沿うべく従来と同様の「満 20 歳」とされているようです。一方の上限年齢も金融機関によって異なります。ただし、「安定的な収入が見込めること」と「保証会社の保証が受けられること」という利用資格要件についてはどこも同じです。なお、「安定的な収入」がいくら以上なのかという点については、金融機関や商品によって異なっており、中には、申込者本人に収入がなくても、配偶者に安定した収入があれば契約極度額は少額ですが、利用を認めている金融機関もあります。

テキスト 2

（１）P.19 ①借入時年齢・完済時年齢 1 行目～4 行目

【現行】

借入時年齢の下限は無担保ローンと同じで、単独で法律行為を行うことができる満 20 歳（民法第 5 条）ですが、完済時の上限年齢については、無担保ローンの場合は 70 歳程度としている金融機関が多いのに対し、住宅ローンの場合は、団体信用生命保険の加入上限年齢との関係で 80 歳前後としているところが多いようです。

【読み替え文】

2022 年 4 月、民法改正（第 4 条）により成年年齢が満 18 歳に引き下げられましたが、それに伴い住宅ローンの借入時年齢の下限を満 18 歳に引き下げた金融機関が多いようです。一方、完済時の上限年齢は、無担保ローンの場合には 70 歳前後とされているケースが多く、住宅ローンの場合は、団体信用生命保険の加入上限年齢との関係で多くの金融機関で 80 歳前後とされています。

以上